

2018年12月5日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川智明 様

原子力民間規制委員会・東京  
代表 岩田俊雄  
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-6-2  
ダイナミックビル5F  
E-mail mkiseii.t@gmail.com

### 福島第一原発事故加害者東京電力への申入書

先月、立地地域部原子力センター所長の石田様に、原子力民間規制委員会への回答打ち切りの理由を電話でうかがい、それを文章化して確認を求めました。お返事はありませんでしたが、「回答がない場合は認められたものとする」とお知らせしましたので、貴社の確認済みとします。

貴社は回答打ち切りの理由を次のとおりとしています。「民間規制委員会の目的は、国の新規規制基準の間違いを指摘し、原発の安全基準を科学的に向上させることと承知している。しかし、質問はその目的に合致していないので、原発の安全の科学的向上にはつながらず、意味がないと判断した。」

民間規制委の目的はそのとおりですが、質問内容が当委員会の目的に合致していないと貴社が判断し、それを理由に回答を打ち切るというのは、理屈が通りません。貴社には、市民からの質問内容を制限する権限など、ありません。勝手な理屈で説明責任を投げ出すのは、横暴かつ不誠実です。

『東京電力グループ企業行動憲章』には、「企業の社会的責任を果たす」とか、「公正さや倫理を保つ」と明記され、行動原則として、「いかなる差別も行わず」とか「広く社会とのコミュニケーションを行い」とか謳っています。当委員会のみには回答しないのは、行動憲章と矛盾するのではないですか？ お答えください。

国の規制委員会は、基準への適合性を審査したが、安全とはいわないということで、基本的考え方として、「規制基準の遵守は最低限の要求でしかなく、事業者自らが、原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない」としていることは、ご承知のとおりと思います。

民間規制委員会は、国の新規規制基準は、根本的にはなんら安全基準の向上にはなっていないので、審査にパスしても原発を使用してはならないと勧告しています。

原子力推進者は、深層防護の第3層、すなわち、万一事故が発生しても格納容器や緊急炉心冷却装置(ECCS)により、放射性物質の放出を防止するといってきました。しかし、東電福島第一事故は、設計想定範囲を超えるもので、第3層の安全対策は突破され、過酷事故になりました。事故の進展や過酷事故の影響を緩和するための第4層設備はなく、手順書も参照しなかったため、放射性物質を制御できない形で大量に放出し、取り返しのつかない大被害をもたらしました。被害と危険は今後もずっと続きます。

民間規制委員会は、大事故を経験した以上、少なくとも福島第一事故を設計基準事故として、設計をやり直し、新設計に沿った改造を行うべきであると勧告しています。深層防護の第4層は、基準とした福島第一事故を超える過酷事故への対策であるべきです。それをせず、今ある欠陥を放置したまま原発を再稼働させれば、過酷事故を繰り返すこととなります。

社長は「二度と福島第一のような事故を起こさないとの決意の下、安全性確保を大前提とすることを誓います」と明言されたのですから、実行し、説明責任を果たされるよう求めます。

以上について、貴社の見解を12月19日(水)までに、Eメールでお聞かせください。

以上